

山形県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定区域等の 変更について

「山形県生活環境の保全等に関する条例（昭和45年7月山形県条例第41号）」第17条第1項の規定による特定区域等について、以下のとおり変更する。

- 1 「山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和45年12月県規則第69号）」別表第5第1号の第1種区域に都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する田園住居地域（以下単に「田園住居地域」という。）を加える。
- 2 「騒音規制法（昭和43年法律第98号）」第3条第1項の規定により指定する地域のうち、第1種区域に田園住居地域を加える。